

議会運営委員会記録

令和8年2月17日（火）
開議 9時 59分
閉議 12時 6分
全員協議会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長
〔事務局〕下間局長、濱見次長

議 題

- 1 令和8年3月浜田市議会定例会議について
 - (1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業（案）について 資料1
 - (2) 付議事件及び付託案について 資料1-1、1-2
 - ・ 請願文書表（案） 資料1-3
 - (3) 会議予定について 資料1-4
 - (4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について 資料1-5
 - (5) その他
- 2 令和8年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について 資料2
- 3 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料3
- 4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて 資料4
- 5 その他
 - (1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について 資料5

【対象】ア 各市議会議長会
(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会、
全国市議会議長会特定第三種漁港協議会)

 - イ 浜田地区広域行政組合議会
 - ウ 浜田市都市計画審議会
 - エ 浜田市土地開発公社
 - (2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 59 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和8年3月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業（案）について

○岡本委員長

資料1を参照されたい。説明をお願いする。

○総務部長

国の経済対策を活用して実施する物価高騰対策については、いち早く支援を届けられるよう、先行して、昨年12月に一部事業を公表したが、このたび追加実施する事業を取りまとめたので、説明をするものである。

長引く物価高騰の影響を受け、厳しい状況にある市民生活を支え、必要な医療や福祉が適切に提供できるよう、各種支援事業を実施する。

県の全額負担による約2億3,000万円の事業に加え、国の地方創生臨時交付金、総額約6億8,000万円を活用し、市の独自支援策を実施する。

個別事業の内容を説明する。1項目のナンバー1は、県の全額負担事業である。島根県低所得世帯緊急支援給付金支給事業については、低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものである。

2項目の独自支援策として、国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用し、昨年12月公表の一部事業も含め、約1億8,000万円の8事業を実施する。

ナンバー1については、水道料金の減免及び水道未普及地域等物価高騰対策事業で、昨年公表時には、水道基本料金の2か月分相当を支援する予定であったが、支援期間を4か月に延長することとしている。

ナンバー3からナンバー7までについては、市内福祉施設等における運営費の負担軽減を図るため、施設規模等に応じて応援金を支給するものである。

ナンバー8の学校給食費激変緩和事業補助金は、令和8年度の学校給食費引上げ改定の激変緩和措置として、国の負担軽減対策対象外である中学生を対象に補助をするものである。

残る約2億3,000万円についても、今後、支援策を検討していく。

○岡本委員長

質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

(2) 付議事件及び付託案について

○岡本委員長

続いて、付議事件及び付託案についてである。

資料1-1、令和8年3月浜田市議会定例会議の付議事件を参照されたい。説明をお願いする。

○総務部長

案件は30件の付議事件と2件の報告である。内訳は、条例が12件、財産の無償譲渡が1件、計画の策定が2件、計画の変更が1件、補正予算が6件、当初予算が7件、同意案件が1件である。

概要を説明する。議案第1号から議案第12号までの条例議案の説明は、別冊資料の「提案条例説明資料」で行う。1ページを参照されたい。議案第1号、浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてである。仮称、浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する必要な事項を調査審議する新たな附属機関を設置するため、所要の改正を行うものである。概要としては、新設する附属機関の名称は浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会で、委員の定数は識見者、商工関係団体代表等7人以内、委員の任期は条例制定に関する調査審議に要する間としている。施行期日は令和8年4月1日としている。また併せて、附則において、浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をしており、同委員の報酬額を月額6,000円としている。

2ページを参照されたい。議案第2号、浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてである。令和8年4月の機構改革に伴い、市長が管理し及び執行する教育に関する事務を定めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、条例の制定をするものである。概要としては、市長が管理し及び執行する教育に関する事務として、浜田市まちづくりセンターの設置、管理及び廃止に関すること、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関することを定めるものである。なお、浜田市まちづくりセンターの設置、管理及び廃止に関することについては、現在、施設の設置条例で定めているものを、今回1つの条例にまとめるものである。施行期日は令和8年4月1日としている。また併せて附則において、浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正し、当該条例中の職務権限の特例に関する規定を移行している。

3ページを参照されたい。議案第3号、浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例についてである。浜田市看護学生等修学資金貸付制度を創設し、一定の要件を満たすものについては、貸付金の返還を免除することとするため、所要の改正を行うものである。概要としては、返還免除の対象となる貸付金の名称は浜田市看護学生等修学資金で、貸付金の返還債務の免除の範囲と要件を、養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに市内の医療機関等に就業し、引き続いて対応期間の1.5倍の期間以上看護職に従事したときは債務の全額を免除、対象者が死亡したときや心身に重度の障がいをもつこととなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるときは、債務の全部又は一部を免除する

こととするものである。施行期日は令和8年4月1日としている。また、経過措置として、旧制度による貸付金の取扱いについて定めている。

5ページを参照されたい。議案第4号、浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてである。放課後児童クラブを新設することに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、設置する放課後児童クラブは、原井小学校のにこにこ学級放課後児童クラブ、国府小学校のあおぞら学級放課後児童クラブである。施行期日は令和8年4月1日としている。

6ページを参照されたい。議案第5号、浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例についてである。浜田市金城老人福祉センターを用途廃止することに伴い、条例を廃止するものである。施行期日は令和8年4月1日としている。

7ページを参照されたい。議案第6号、浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてである。この条例は、大きく3点について改正するものである。1点目は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、国の子育て支援策の財源となる子ども・子育て支援金制度が創設され、各医療保険者が保険料に合わせて当該支援金を賦課徴収することに伴うもの。2点目は、海外からの転入者に係る国民健康保険料前納制度の導入等に伴うもの。3点目は、国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料の賦課に関する基準等が見直されたことによるものである。概要としては、子ども・子育て支援納付金賦課額制度の新設、海外からの転入者に係る国民健康保険料の前納制度の新設、賦課基礎限度額や保険料の軽減措置における所得判定基準の変更を行うものである。施行期日は令和8年4月1日とし、附則に、改正後の規定の保険料への適用に係る経過措置を定めている。

9ページを参照されたい。議案第7号、浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例についてである。浜田市弥栄農産物処理加工施設を用途廃止することに伴い、条例を廃止するものである。廃止する施設の概要としては、名称は浜田市弥栄農産物処理加工施設、位置は弥栄町長安本郷539番地7である。施行期日は令和8年4月1日としている。

10ページを参照されたい。議案第8号、浜田市営住宅条例の一部を改正する条例についてである。小福井住宅の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。廃止する施設の概要としては、小福井住宅の一部で、住宅10戸のうち4戸を廃止し、6戸にするものである。施行期日は公布の日からとしている。

11ページを参照されたい。議案第9号、浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例についてである。錦ヶ丘住宅3号棟、錦ヶ丘住宅5号棟及び栃木住宅4号棟を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。廃止する施設の概要としては、いずれも弥栄町所在の木造2階建ての住宅で、錦ヶ丘住宅3号棟と錦ヶ丘住宅5号棟は平成11年度建設、栃木住宅4号棟は平成16年度建設である。施行期日は令和8年4月1日としている。

12ページを参照されたい。議案第10号、浜田市火災予防条例の一部を改正する条例についてである。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取

扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部が改正され、簡易サウナ設備に対応した基準が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、対象火気設備等の種類への簡易サウナ設備の追加等と、住宅における火災予防として普及を促進する設備等への感震ブレーカーの追加である。施行期日は令和8年3月31日からとしている。

13ページを参照されたい。議案第11号、浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてである。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額が変更されることに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の補償基礎額等を資料に記載のとおり変更するものである。併せて、扶養の状況に係る補償基礎額の加算について、配偶者を廃止し、22歳までの子の額を増額するものである。施行期日は令和8年4月1日とし、経過措置として改正後の規定の適用について定めている。

15ページを参照されたい。議案第12号、浜田市水道給水条例の一部を改正する条例についてである。浜田市上下水道事業審議会の答申に基づき、水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うものである。概要としては、料金改定は令和9年度から3段階で行うこととし、第1条で令和9年度の使用に係る水道料金の改定、第2条で令和10年度の水道料金の改定、第3条で令和11年度の水道料金の改定を定めている。改定する水道料金の額は資料に記載のとおりである。施行期日は令和9年から11年までの各年の4月1日からとし、経過措置として改正前の規定の適用について定めている。

議案38ページを参照されたい。議案第13号、財産の無償譲渡についてである。財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。譲渡する財産の名称は浜田市弥栄農産物処理加工施設、譲渡する財産は弥栄町内の宅地及び建物である。評価額は土地建物合わせて796万1,572円である。譲渡の条件は、10年間は農産物加工を行う施設として使用すること、譲渡の相手方は、島根県農業協同組合いわみ中央地区本部である。

議案40ページを参照されたい。議案第14号、浜田市過疎地域持続的発展計画の策定についてである。浜田市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案41ページを参照されたい。議案第15号、弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてである。弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案43ページを参照されたい。議案第16号、小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてである。小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する

る法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第17号、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第10号）については、別冊の説明資料で説明する。1ページを参照されたい。1の編成概要である。今回の補正予算は、島根県の物価高騰対策を受けて支給する住民税非課税世帯への給付金に係る経費について調整を行うものである。2の予算規模である。補正額は2億3,155万3,000円を追加し、補正後の予算総額を465億2,644万1,000円とするものである。3の補正事項は説明資料のとおりである。2ページの1、歳入歳出予算総括表の歳入について説明する。款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の読み上げは省略する。16番の県支出金は、事業費の特定財源を調整するものである。次に歳出について説明する。3ページの2、事業別の補正事項を参照されたい。概要について整理番号で説明する。1番は、エネルギー、食料品価格等の物価が高騰する中で、特に負担感が大きい低所得世帯に対し給付金を支給するもので、詳細については3ページに記載をしている。3の繰越明許費補正は記載のとおり、追加が1件である。

議案第18号、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第11号）についても、別冊の説明資料で説明する。1ページを参照されたい。1の編成概要である。今回の補正予算は、ふるさと寄附金の調整を初め、12月補正予算編成後に新たに生じた急を要する経費、現時点で事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業について調整を行うものである。2の予算規模である。補正額は16億2,498万9,000円の減額で、補正後の予算額は49億145万2,000円としている。3の補正事項は説明資料のとおりである。2ページの1、歳入歳出予算総括表の歳入について説明する。1番の市税は決算見込みにより調整を行うもの。11番の地方交付税は国の補正予算で普通交付税が追加交付されたことに伴う調整。18番の寄附金は、ふるさと寄附金を12億5,000万円から15億円に増額するものである。次に、歳出について説明する。3ページの2、事業別の補正事項を参照されたい。概要について主なものを整理番号で説明する。なお、決算見込みによる不用額の調整、財源振替、特別会計等に対する繰出金、浜田地区広域行政組合負担金の調整については、説明を省略する。8番は、普通交付税の追加交付に伴い、暫定的に創設された臨時財政対策債償還基金積立分を減債基金に積み立てる等の調整をするものである。続いて4ページを参照されたい。17番は、令和8年度からの主要事業分の財源として、財政調整基金から3億円を積み替えるものである。5ページを参照されたい。18番は、ふるさと寄附金の総額を12億5,000万円から15億円に増額することに伴う調整である。7ページを参照されたい。47番は、戸籍法等の改正に伴う戸籍の附票への氏名記載対応等に係るシステム改修に係る経費及び不用額の調整である。10ページを参照されたい。75番は、島根大学医学部附属病院への寄附金及び不用額の調整である。続いて16ページを参照されたい。128番は、令和7年12月以降の積雪による除雪経費の追加を行うものである。続いて21ページを参照されたい。165番は、決算見込みの増に伴う調整である。23ページを参照されたい。3の繰越明許費補正は記載のとおり、追加が9件、変更が3件となっている。4の債務負担行為補正は追加が2件となっている。24ページを参照されたい。5の地方債補正は記載のとおり、追加が1件、変更が14件と

なっている。

議案第19号、令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についても、別冊の説明資料で説明する。説明資料の1ページを参照されたい。今回の補正は、決算見込みに基づく事業費の調整を行うもので、補正額は3,005万6,000円の減額で、補正後の予算額は60億6,515万9,000円である。主な補正事項は記載のとおりである。

議案第20号、令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についても、別冊の説明資料で説明する。1ページを参照されたい。今回の補正は、前年度繰越金の確定及び保険料等負担金の調整を行うもので、補正額は4,026万6,000円の増額で、補正後の予算額は10億8,482万4,000円である。主な補正事項は記載のとおりである。

議案第21号、令和7年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料で説明する。1ページを参照されたい。今回の補正は、施設の老朽化等に伴う施設維持修繕費の増額調整、国交付金事業の内示に伴う事業費及び財源の調整等を行うもので、補正額は、収益的収入及び支出の収入が1億2,353万7,000円の増額で、補正後の予算額は19億269万4,000円、支出が4,400万円の増額で、補正後の予算額は18億5,230万8,000円である。資本的収入及び支出の収入が1億9,313万8,000円の増額で、補正後の予算額は14億4,218万円、支出が8,228万7,000円の増額で、補正後の予算額は18億6,218万4,000円である。主な補正事項は記載のとおりである。

議案第22号、令和7年度浜田市下水道事業会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料で説明する。1ページを参照されたい。今回の補正は現時点において事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業について調整を行うもので、補正額は、収益的収入及び支出の収入が1,071万1,000円の減額で、補正後の予算額は9億4,312万9,000円、支出が2,189万8,000円の減額で、補正後の予算額は9億5,347万9,000円である。資本的収入及び支出の収入が5,222万円の減額で、補正後の予算額は17億3,422万1,000円、支出が3,750万6,000円の減額で、補正後の予算額は20億5,515万9,000円である。主な補正事項は記載のとおりである。

議案第23号、令和8年度浜田市一般会計予算については、別冊の令和8年度当初予算説明資料で説明する。1ページを参照されたい。1の編成概要である。1段落目、令和8年度地方財政計画では、物価高騰の中で経済・物価動向等を適切に反映するとともに、様々な行政課題に対応し行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税総額は6.5%増となったところである。2段落目、資材価格の高騰や賃金上昇に加え、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う影響も生じている。3段落目、このような状況を踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用するべく、各部内において徹底した見直しを行うとともに、中期財政計画に沿った予算編成に努めてきた。4段落目、予算編成に当たっては、裁量経費の施策別予算配当において、昨今の資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえ、物価上昇対応分として各部に対してパーセンテージによる裁量額加算を行うことで、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とするよう努めたところである。また、編成の過程で「明るい未来枠」を政策枠に統合し、市

長が令和8年度に新たに力を入れる施策を盛り込んだ。6段落目、このような取組の結果、令和8年度の一般会計予算総額は427億4,000万円となり、前年度との比較においては、高速情報通信基盤の整備や漁船取得費用に対する補助事業の完了、エコクリーンセンター基幹改良工事完了による広域行政組合負担金の減等に伴い、金額で5億6,598万6,000円の減、率にして1.3%の減となっている。

20ページを参照されたい。当初予算総括表は、一般会計及び特別会計の予算額を一覧表にしている。

21ページの歳入についてである。対前年度比で増減が大きい事項を中心に概要を説明する。1番の市税は、固定資産税の減により市税全体では約2億円の減となっている。2番の地方譲与税から12番の交通安全対策特別交付金については、地方財政計画や島根県の試算に基づき計上している。特に10番の地方特例交付金は、地方揮発油税の当分の間の税率の廃止並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う令和8年度の減収分についても見込んでいる。なお、11番の地方交付税のうち普通交付税は、国の地方財政計画を踏まえ推計したものであるが、令和8年度においては公債費算入分の減や人口の減少等を踏まえ3億円の減となっている。15番の国庫支出金は、浜田・三隅道路関連の浜田橋整備事業の本格実施等により、全体で約2億9,000万円の増となっている。16番の県支出金は、地元沖合底びき網漁業経営体による国の漁船リース事業を活用した漁船取得費用に対する県補助金の皆減等により、全体で約9,000万円の減となっている。17番の財産収入は、不動産売払収入の減を見込み、全体で約6,000万円の減となっている。19番の繰入金についてである。財政調整基金繰入金は、当初予算の収支調整として取り崩すもの。減債基金繰入金は、地方債の繰上償還等の財源として取り崩すものである。また、まちづくり振興基金は、中山間地対策分として約3億1,000万円、主要事業分として約6,000万円の取崩しを見込んでいる。21番の諸収入は、地方公共団体情報システム標準化・共通化に向けた地方公共団体情報システム機構からの補助金の減等により、全体で約4億5,000万円の減となっている。22番の市債は、エコクリーンセンター基幹改良工事の完了等により、全体で約2億7,000万円の減となっている。

22ページを参照されたい。自主財源・依存財源の状況についてである。自主財源は、市税や諸収入の減により前年度比で約2.6%の減となっており、自主財源の比率としても0.6ポイントの減となっている。

歳出の目的別状況の主な増減要因についてである。総務費は、高速情報通信基盤や石見まちづくりセンター長沢サブセンターの整備完了等により、全体で12.9%の減。民生費は、障害者訓練等給付事業の増等により、全体で3.7%の増。衛生費は、エコクリーンセンター基幹改良工事完了による広域行政組合負担金の減等により、全体で20.5%の減。農林水産業費は、沖合底びき網漁業経営体による国の漁船リース事業を活用した漁船取得費用に対する補助事業の完了等により、全体で25.4%の減。商工費は、美又地域再開発事業の増等により、全体で10%の増。土木費は、浜田橋整備事業の本格実施等により、全体で3.8%の増。消防費は、はしご消防車の更新完了等により、全

体で3.9%の減。教育費は、美川小学校新築事業や島根県国民スポーツ大会競技会場整備事業の増、また小学校の給食費に係る負担軽減措置等により、全体で31.1%の増。公債費は、長期債利子や繰上償還の増により、全体で0.1%の増となっている。

次に、23ページの性質別経費の状況の主な増減要因についてである。1番の義務的経費の人件費については、給与改定の影響等により全体で3.6%の増となっている。扶助費については、障害者訓練等給付事業の増等により全体で0.6%の増となっている。公債費については、長期債利子や繰上償還の増により全体で0.1%の増となっている。2番の投資的経費については、高速情報通信基盤の整備や沖合底びき網漁業経営体による国の漁船リース事業を活用した漁船取得費用に対する補助事業の完了等により、全体で0.6%の減となっている。3番の補助費等は、エコクリーンセンター基幹改良工事による広域行政組合負担金の減等により、全体で14.9%の減となっている。4番のその他については、基金への積立金の増が影響し、全体で0.2%の増となっている。

24ページには繰越明許費の状況及び債務負担行為の状況、25ページには地方債の状況を記載している。26ページの一般会計予算額の推移は、当初予算及び最終予算を時系列で比較したものである。27ページの決算分類比較表とともに参考資料としてご覧いただきたい。

次に、28ページと29ページについては、これまで説明した一般会計の概要を図化したものである。上段の左側は歳入の科目別構成比、右側に歳出の性質別区分の構成比を載せている。下段の左側には歳入歳出予算の対前年度比率を、右側には決算見込みとして財政指標、また市債及び基金残高の前年度比較を載せている。

30ページから31ページまでの「中山間地域の活性化のための共通事業」は、まちづくり振興基金を取り崩して充当する事業を一覧で掲載している。32ページから34ページまでの「ふるさと寄附金充当事業」は、ふるさと応援基金を取り崩して充当する事業を一覧で掲載している。35ページの「自治体DX事業」は、自治体DXの一環として実施する事業を一覧で掲載している。36ページの「令和8年度の主要事業」は、令和8年度に新たに力を入れる事業として、まちづくり振興基金を取り崩して充当する事業を今回新たに一覧で掲載している。

次の「事業の概要」では、37ページ以降に一般会計及び地方公営企業会計を除く特別会計について、それぞれ事業概要を載せている。なお、個別の事業において補足が必要なものについては、議会初日の全員協議会において部単位で説明することとしているので、ここでの説明は省略する。

20ページ特別会計について、議案第24号、令和8年度浜田市国民健康保険特別会計予算についてである。予算額は59億1,917万2,000円で、対前年度比1億1,791万円の減額となっている。

議案第25号、令和8年度浜田市駐車場事業特別会計である。予算額は2,089万円で、対前年度比665万3,000円の減額となっている。

議案第26号、令和8年度浜田市後期高齢者医療特別会計である。予算額は11億9,030万9,000円で、対前年度比1億4,224万4,000円の増額となっている。

議案第27号、令和8年度浜田市水道事業会計予算は、別冊の令和8年度公営企業会計予算書で説明する。水道事業会計予算書の1ページを参照されたい。予算額は、収益的収入及び支出の収入が17億632万円、支出が18億5,094万3,000円、資本的収入及び支出の収入が12億7,213万円、支出が18億7,221万7,000円である。

議案第28号、令和8年度浜田市工業用水道事業会計予算である。同資料の工業用水道事業会計予算書の1ページを参照されたい。予算額は、収益的収入及び支出の収入が1億4,414万2,000円、支出が1億4,527万2,000円、資本的収入及び支出の収入が1億4,098万6,000円、支出が2,707万4,000円である。

議案第29号、令和8年度浜田市下水道事業会計予算である。同資料の下水道事業会計予算書の1ページを参照されたい。予算額は、収益的収入及び支出の収入が9億8,346万6,000円、支出が9億9,625万3,000円、資本的収入及び支出の収入が25億5,613万4,000円、支出が28億6,733万4,000円である。

議案の後ろから2ページ目を参照されたい。同意第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてである。人権擁護委員候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。意見を求める人権擁護委員候補者は、渡邊淳氏、堀口秀樹氏、森下政昭氏、白澤和朋氏の4人である。任期は3年である。

ここからが報告事項の2件である。別冊を参照されたい。報告第1号は、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の報告である。このたびの衆議院の解散に伴う選挙等に係る執行経費を調整したものである。

報告第2号は、事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分である。損害賠償の額及び相手方は記載のとおりである。

議案の説明は以上である。

続いて、本議会中に5件の追加提案と、工事関係の専決報告を1件予定しているので、説明する。資料はないので口頭で説明する。付議事件の1件目は財産の無償貸付けの変更についてで、道の駅ゆうひパーク浜田の現在の運営者への無償貸付け期間を延長しようとするもの。2件目は、財産の無償貸付けについてで、道の駅ゆうひパーク浜田の今後の運営者への無償貸付けをしようとするもの。3件目、4件目、5件目は、議題1で申し上げた物価高騰対策パッケージ事業に関連して、令和7年度一般会計補正予算及び令和8年度一般会計補正予算と令和8年度浜田市水道事業会計補正予算の追加提案を予定しているものである。また、工事関係の変更契約として専決報告を1件予定している。工事関係は周布橋の工事に係る変更である。

○岡本委員長

続いて、付託案について事務局から説明をお願いする。資料1-2、付託先の一覧を参照されたい。

○下間局長

市長提出議案は全部で30件である。付託の内訳は、一覧のとおり総務委員会に8件、文教厚生委員会に5件、産業建設委員会に4件、予算決算委員会に13件である。今回、

委員会付託省略の即決案件はない。

続いて、次のページの請願である。請願は21件の提出があったが、請願の3ページ目の請願第87号と第88号については、1件の請願の内容中、二つの委員会、議会運営委員会と広報広聴委員会の所管となる項目であったため、このように分けさせていただき、全部で22件となっている。付託の内訳は、総務委員会に10件、文教厚生委員会に5件、産業建設委員会に1件、議会運営委員会に5件、議会広報広聴委員会に1件である。

最後のページである。市長報告事件は記載の2件、議会報告事件も記載の2件である。

今定例会議での会議録署名議員は花田議員と戸津川議員である。会派で周知をお願いする。

続いて、資料1-3、請願文書表を参照されたい。付託の内訳は先ほど申し上げたとおりである。こちらに内容を記載しているので、確認いただき審査をお願いする。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

(3) 会議予定について

○岡本委員長

資料1-4を参照されたい。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

2月24日が開会で3月17日が最終日である。初日の24日は施政方針、教育方針があり、その後、議案の提案説明である。先ほど総務部長からあったように、議案第17号の補正予算第10号については、初日に採決までしていただくということで、この議案についてのみ議案質疑、委員会付託を行い、その後、本会議を休憩して予算決算委員会を開催していただき、本会議再開後に採決して散会という流れである。

25日から3月2日までが一般質問である。質問時間については、先般の議会運営委員会で、3月定例会議では議員の持ち時間は30分としつつも、答弁時間と合わせて原則60分とし、議長判断で最長70分まで認めるということが決まった。これまでの議員の持ち時間30分を担保するものではなく、議員の持ち時間があと数分あったとしても、最長70分で議長が打ち切る取扱いである。この最長70分の時間に反問、反論の時間は含めない。これについては、まず3月定例会議でやってみて、以後どうするかはまた協議することとなっている。

会議規則や申し合わせ事項にあるとおり、会議時間が17時を超えそうな場合の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長の宣告により行わせていただきたいと思いますので、承知いただきたい。

3月3日は10時から議案質疑である。今回から議案質疑は事前通告制とすることが

決まっている。通告の締切りは前日3月2日の11時である。議案質疑される方は、締切りまでに事務局へ通告書の提出をお願いします。通告書については、既に全議員にメールで送付しているが、質疑する議案番号と通告の要旨を記載していただきたい。これまでどおり一問一答であることは、変わりはない。1つの議案に複数の通告が出た場合の本会議当日の発言順は受付順とする。また、事前通告制であるが、通告のあった議案については、軽微な確認や新たに疑義が生じた場合は、通告者の質疑の後に、通告していない議員も議長判断で質疑をすることができるとしている。

3月3日は、本会議終了後に請願と陳情の審査があるので、議会運営委員会を開催する。

4日から6日までは、3常任委員会での議案等の審査をお願いします。

10日から予算決算委員会、13日は予備日としている。予算決算委員会については、この後、流れ等について説明をする。

16日は休会で、17日が最終日で採決。終了後、全員協議会、議会運営委員会という流れである。

先ほど総務部長から、3月3日に5件の議案と1件の報告事項の追加提案等があるということなので、それまでのところで議会運営委員会を開催していただく必要があるため、この後、委員長から諮ってもらえたらと思う。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。先ほど事務局長から追加提案について説明があった。2月27日の本会議終了後に議会運営委員会を開催しようと思うので、承知いただきたい。

○下間局長

請願・陳情のために会議を開く予定にしているのとは別に、今回追加提案があるので、2月27日一般質問終了後に開催したいと思うので予定をお願いします。

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いします。

○濱見次長

資料1-5を参照されたい。1ページ目はカレンダー形式の資料である。先ほども説明があったが、下段の黄色いところ、予算決算委員会は3月10日火曜日から13日金曜日を予備日までとして予定している。事前に予算決算委員会の正副委員長とも相談し、審査時間を十分に確保するため、いずれの日も開催時間を午前9時からとしているので、了解をお願いします。委員会は全員協議会室で開催し、審査状況によっては日程を繰り下げ、場合によっては13日の予備日を使いたい。

中段の24日のところである。先ほど総務部長から、一般会計補正予算第10号につ

いては本会議初日に採決との説明があった。本会議を休憩し、この1件の採決まで行いたい。ここについては挙手制で行いたいと思う。また、5つの追加議案のうち3つが補正予算であった。これについては、日程にもよるが、12日の審議の後、もしくは13日の予備日に挙手制で行おうと思っている。カレンダーには書いていないが、了解をお願いします。

2ページ目、質疑の仕方についてである。3月定例会議の初日に提案される予算議案の審査は、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算ともに、追加提案を除いて事前通告制とし、通告書を提出してほしい。通告書の提出締切りは、赤字で記載のとおり2月27日金曜日の午後1時としている。審査の日程は先ほど説明したとおり、総務委員会から順番に3常任委員会の所管の事業ごとに行う。本会議のところである。提案説明で編成概要の説明や、全員協議会で主要事業等の説明がある予定である。それと同時に、令和6年度の事業に対する事務事業評価についても報告がある予定である。予算決算委員会と赤字で縦に書いてある欄を参照されたい。日程は先ほど説明したとおりである。審査の順番は、3常任委員会ごとに、まず各委員会で令和7年度の補正予算の審査を行い、そのあと続けて令和8年度の当初予算を一般会計、特別会計、公営企業会計の順で、発言通告のあった事業番号順に行う。質疑の方法は、通告のあった事業番号ごとの一問一答方式で、事業番号ごとに議席番号の若い順としたい。

3ページ目、留意事項であり、重複する部分があるので省略する。確認をお願いします。

4ページ目、一番上に「入力例」と書いてあるものである。これは発言通告書の入力例である。発言通告書の様式をエクセルで用意している。事業番号を入力すると事業名が自動的に入力されたり、また資料名をリストから選択することができるように、なるべく入力が簡単にできるよう作っている。可能な限り、このエクセルでデータを提出してほしい。後の作業が非常に過密なスケジュールなので、データをもらえるとそれをソートしたり並べ替えたりする後の作業が楽になるので、エクセルでのデータの提出をお願いします。様式は本日午後になると思うが、全議員にメールで送り、併せて議会事務局にある議員用のパソコンにも同じ様式を入れておくので、活用してほしい。

通告書の入力についてのお願いである。発言通告書には整理番号と、何について、こういった説明がほしいのかという具体的な内容を、かつ簡潔に記入をお願いします。質疑の要旨は1行に収まらなくても結構なので、なるべく詳しく記載をお願いします。入力に際して不明な点があれば、事務局まで連絡してほしい。通告書を提出した後、執行部とのやり取り等で取下げを行いたいものがあると思う。そういう場合には、議会事務局にお知らせをよろしくをお願いします。締切りは2月27日金曜日の午後1時としている。メールで提出してもらってもよいし、USB等でデータを持ってきてもらってもよいので、よろしくをお願いします。

5ページ以降は、予算審査の参考資料である。審査の着眼点等をまとめているので、後ほど読んでおいてほしい。

最後であるが、予算書の購入については事前に取りまとめた。本日この部屋に持ってきている。会派ごとにまとめているので、それぞれの会派の委員に渡してもらえたらと思う。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

(5) その他

○岡本委員長

執行部から何かあるか。

○総務部長

追加の補足をさせてほしい。先ほど事務局長から、議案第17号、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第10号）について、議会初日に採決をお願いできればという話があった。この件については、補正予算の内容としては、島根県の物価高騰対策を受けての住民税非課税世帯への給付金、1世帯当たり3万円というものであるが、こちらについては、4月のできるだけ早い時期、できれば4月の半ばにプレミアム付商品券の実施を予定している。それまでのところでこの3万円を届けられるような形に持っていきたい。支給までの準備等を考えると、少しでも早く準備を開始したいので、今回このような形でお願いするものである。

○岡本委員長

委員からその他あるか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部はここで退席となる。

(執行部退席)

ここで暫時休憩する。

[11 時 00 分 休憩]

[11 時 09 分 再開]

○岡本委員長

委員会を再開する。

2 令和8年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

○岡本委員長

資料2を参照されたい。今回、陳情が2件提出された。この2件を付託することとす

る。付託先については、1件は文教厚生委員会、もう1件は議会運営委員会である。2月24日の全員協議会で議長から付託されるので、確認をお願いします。このことについて、委員から何か意見があれば伺いたい。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

議題3の議会基本条例の見直しについては、少し時間がかかりそうなので、議題4の重要案件の意見交換会の案件見直しについて、議題5のその他の後へ回したいと思う。

4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

○岡本委員長

資料4を参照されたい。意見交換会の案件は、各委員会から提出してもらい、議会運営委員会において決定することとしている。案件の見直しを毎年3月に行うこととしており、参考として一覧で記載しているように、現在11件の案件を定めている。これまでどおり、各委員会からの提出案件は2件から3件とし、現在の案件を継続することも可能ということで良いか。

(「はい」という声あり)

つきましては、本日付けで、次のページのとおり、3つの常任委員会の委員長宛てに見直しの依頼をする。

なお、各委員会からの案件報告の提出期限は、3月9日月曜日とする。案件の最終的な決定は、3月17日の定例会議最終日の議会運営委員会において諮るので、よろしくをお願いします。

5 その他

(1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

○岡本委員長

議会事務局に説明をお願いします。

○下間局長

資料5を参照されたい。

浜田市議会申し合わせ事項で「議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う」「一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書または口頭で状況報告を行うこととする。」と規定している。議長会関係は随時議長が報告を行っており、その他の3つについては従来から3月定例会議最終日に報告をしてもらっている。したがって、議長会関係については、今回報告はない。その他について、報告者は表の一番左側に記載のとおり、これまでの慣例として、浜田地区広域行政組合議会につきましてもは組合議会の議長が報告、浜田市都市計画審議会については年長議員が報告、土地開発公社理事会につきましてもは年長議員が報告者を調整するというようにしている。

一番右側には、昨年の報告者を参考に記載をしているところである。

資料中の青色の議員が報告者を調整して、3月12日木曜日までに事務局へ、最終日の全員協議会で報告する報告者と、資料の有無について報告をお願いする。資料がある場合は、事務局へ事前にデータで提出をお願いする。本日不在の川上幾雄議員と芦谷議員には、各会派から伝えてもらうようお願いする。最終日3月17日の全員協議会で報告をしてもらうことになるので、よろしくお願いする。

○岡本委員長

報告者と資料については、事務局へ報告をお願いする。

(2) その他

○岡本委員長

委員から何かあるか。

○森谷議員

3点ある。

○岡本委員長

1点ずつお願いする。

○森谷議員

1点目は、市執行部からの答弁で、訴訟中だから答弁しないという答えが多く見受けられる。法治国家の公務員であるから、少なくとも、どの法律によって答弁が制限されるのかを明確にするようにしてもらわなければいけないと考える。法律に従わないで決断するのは独裁者であり、金正恩、習近平、プーチンのようである。

2点目は、公務員の氏名、議員の氏名というのは、職務上はプライバシー情報として保護されない。当然、職務上は名前を明らかにして何の支障もない。これについて、広報で名前を削除されたり、また、今回の私の一般質問の通告内容に、分かるように多くの名前を書いていたが、そこから削除されている。それについても法的根拠を示してほしい。何々法により駄目だと言われるのであれば、それに従うしかない。しかし、法的に許されているにもかかわらず禁止するのであれば、それは独裁的であり、やめてほしい。

3点目は、議会で発言するとき、補助資料を15枚まで表示できると決まっている。しかし、実際に操作してみると、そこで集中力は切れるし、作業は手間取るということで、かなり時間が制限される。若くITに詳しいと思われる西田一平議員も戸惑ったと言っていた。そこで私の提案であるが、自分でやるのも自由、執行部をお願いするのも自由、また、以前のようにパネルを持ってきて表示するのも自由というように、3つの選択肢から本人が好きないようにしてもらうことを提案したい。

○岡本委員長

委員外議員から話があった。一応聞くということでお願いする。

3 議会基本条例の見直しについて

○岡本委員長

資料3を参照されたい。先般の議会運営委員会では、たちまち条例改正ということではなく、今後、現在の条例の内容や取組達成に向けての協議を行っていくこととなった。つきましては、資料のとおり各会派から意見をもらっているので、意見が出ている部分について、一つひとつ協議したい。

まず、遠藤議員から達成されていないと記載されていることについて、意見をお願いします。

○足立委員

議員定数等議会活性化特別委員会で検討してもらい、そちらからこちらに上げてもらったら、より良い意見も出て、特別委員会の意義も出てくる気もするが、いかがか。

○岡本委員長

ただいまの意見について、他にいかがか。

○下間局長

議会基本条例の見直しについては、議会基本条例第25条に、「議会は、一般選挙を行った任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」と規定されている。したがって、議会運営委員会で検討している状況であるが、細かい部分を特別委員会で検討するということはあると思う。

○岡本委員長

この件は議会運営委員会で今後検討するということで良いか。

○足立委員

全てを議会運営委員会でやってしまうと相当な時間を要することは、委員長も認識していると思う。細かい部分等については、特別委員会に付託しても良いのではないか。そちらで検討されたものに対し、この議会運営委員会で諮ってみてはどうか。

○岡本委員長

意見があったが、他にいかがか。

○大谷委員

達成されていないという意見があるわけだが、何をもって、どのような根拠から達成されていないと判断されているかを聞かないと論議は進まないと思う。したがって、達成されていない部分については、何らか書いたものでも出してもらい、それを見ながら論議していくという方法を取らないと前には進まないのではないか。ベースになるものがないと進まないと思うので、まずは各指摘されている項目について、指摘されている会派からどのような根拠かを示してもらうのが必要と思う。

○村木委員

実際、既に各会派から達成されている、達成されていないというところも出ている。さらに、達成されていないところにおいては、浜風の郷においては、議会運営委員会又は特別委員会において協議するということと、さらには、こういった視点で協

議したらどうかというところまで説明しているの、会派としても、ここは達成されていないと各会派から出ているものにおいては、特別委員会で協議をして、最終決定はこの議会運営委員会で諮るべきとは思いますが、色分けしてあるこの資料を活用すべきではないか。その活用の仕方としては、特別委員会にお願いしてまとめてもらう。その流れについては、会派としての考え方は示してあるので、それを参考にしてもらえば良いと思う。

○森谷議員

第25条の規定は、他で検討してはいけないとは書いていない。だから、特別委員会で検討するのも、会派で持ち帰って検討するのも自由である。それを持ち寄り、例えば本会議で委員会に付託することもある。議会運営委員会でやるならLINEWORKSでやり取りをすれば、大きな時間を使わずに進めることができる。特別委員会でやるのも全く問題はない。ここでこれだけのものをリアルに詰めていくのは膨大な時間がかかる。全体像としては、第25条は他で検討することを妨げるものではないから、足立委員の言うように他で検討するのも選択肢である。

○岡本委員長

様々な形で意見をもらっている。達成されていない部分については、参政の遠藤議員から出ており、浜風の郷から少しあったが、そういうことではないということである。この件については、本日遠藤議員が欠席のため、どのような考えでこれを指摘しているか、書面になるか口頭かわからないが意見を求め、その後、これをどう図っていくか進めたいので、よろしく願います。

次に、第3条第4項の「議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。」について、参政党からまあまあ達成との意見が出ているが、各委員はどのように感じているか意見があれば願います。

○足立委員

議員定数等議会活性化特別委員会に付託して、具体的な案は検討してもらい、こちらからこちらに上げてもらったら良いのではないかな。

○岡本委員長

ただいまの意見について、各委員はいかがか。

○柳楽委員

今回の議会基本条例の見直しは、その条文を修正することかと思うが、その中に具体的にこのようにするところまで盛り込むのか。

○大谷委員

私の認識では、条文については変えないということは一応確認していると思う。改善に向けては、指摘を受け、どのような方向性があるのかを論議しようということであったように思う。大多数の会派で問題になっているところだけを取り上げて、改善に向けて協議する方向性で良いのではないかな。

○岡本委員長

指摘をされている遠藤議員からどのような考えかを聞いて進めたい。

○柳楽委員

前文のところについて達成されていないとあるが、各委員はどう思うか。私は、今回会派から提出する際に、前文の部分は達成されている、されていないという判断をするものとは違うと思ひ、特に何もしなかった。この前文は、こういう状況だから浜田市議会としてはこの条例を制定するという宣言というような形のものだと思っているので、ここについて達成されていないというのがあまりしっくりこない。

○岡本委員長

意見聴取の内容やこの場のまとめ方について、意見をお願いします。

○村木委員

前文について細かく議論したことはない。ただ、各条文がこの前文の目的を達成されるように、それぞれの条項のうち、この条文については、こういったことをしなければいけないということを議論したのが主な内容である。

○西田清久委員

議会基本条例は、議会としての最上位のものであり、その条文は議員としての規範的な意識をうたっているものである。具体的な中身については、議員それぞれの委員会や個人活動の中で、この規範意識を持って活動しなければならないとうたっているものなので、大体は達成している。その中で、条例改正に結び付くようなことがあれば、そういったことを述べてもらい、最終的に条例改正までいくのか、いかなくて細かい修正に終わるのかというところもあると思う。先ほど柳楽委員が言われたように、前文については達成する、しないというところではないと思う。

○小川副委員長

進め方であるが、先ほど浜風の郷から言われているように、具体的にこのような仕組みを導入したらどうかといった提案については、皆で議論して、その方向でいこうという共通認識ができるのも一つの方法だと思う。今までも、前文についてどうするかというときに、今の時代や市民ニーズと照らし合わせたときに少しずれているところがあれば、そこは直していこうというような議論もしてきて、少しずつ変化しているところもある。そういう意味では、特に達成しているということで、改正の必要性の有無、ここの部分がどのようなことを具体的に想定しているか分からなかったの、最初から議論した方が良いのではないかと正副委員長間では話をしてきた。今日の段階ではできないとすれば、とりあえず、そこについては最初委員長が言ったように、意向をまず聞いて、どのように達成されていない部分を全体的にしようとしているかという意見を聞く必要があると思う。具体的にどこをどのように変えていくか、どのような共通認識が欠けているか、ここを強化していこうという部分を、これから一つひとつやるとすれば、それぞれの会派から出ている内容について、皆でもう少し議論して共通認識を高めていくような努力が必要ではないかと思う。

○柳楽委員

今後の進め方だが、浜風の郷が具体的にこうした方が良いのではないかというようにも挙げていると思うが、公明クラブが達成されていないと出したところは、

条文をこのように変えたらということしか書いていなくて、対応策のようなものは出していない。それを、達成されていないと示してもらっている部分についてだけ、その対応としてはどのようなことが考えられるかということ、各会派から出してもらうことも、あるかと思う。

○森谷議員

議会運営委員会の正副委員長、委員の連帯責任である。集まって慌てる準備のなさは考えられない。進行の仕方が問題である。基本条例の見直しについてと書いてある。条例改正が前提となっている。令和4年に前文も改正されており、全部が改正されるのが前提である。運用について検討するとすれば議論が進む。

○岡本委員長

ここで暫時休憩する。

[11 時 49 分 休憩]

[12 時 05 分 再開]

○岡本委員長

委員会を再開する。各会派から意見をもらった。少し認識が違うところから、正副委員長で少し整理をさせてもらい、もう一度各委員に諮り、方向性、運用について進めたいと思うので、このことについて了解をもらえるか。

(「はい」という声あり)

そのような形で進めたい。

これまでの予定については、各委員に承知してもらい、本日の内容について、各会派で共有をお願いします。以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 06 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友